

進路のしおり

平成23年度版

	ページ
I 卒業後の生活に向けて	・・・ 1
II 卒業後の進路先	・・・ 4
III 進路先の概要	・・・ 5
(1) 障害者職業能力開発校	
(2) 職親	
(3) 特例子会社	
(4) 福祉作業所・小規模福祉作業所	
(5) 授産施設	
(6) 更生施設	
(7) 療護施設	
(8) 重症心身障害児（者）施設	
(9) 通勤寮	
(10) 福祉ホーム	
(11) グループホーム	
(12) ケアホーム	
(13) 生活ホーム	
IV その他の福祉サービス事業	・・・ 11
V 関係機関	・・・ 12
(1) 児童相談所	
(2) 福祉課・福祉事務所	
(3) 中核地域生活支援センター	
(4) 就労に関する支援機関	

千葉県立楨の実特別支援学校

I 卒業後の生活に向けて

学校卒業後の生活が、一人ひとりの児童生徒自身にとって（あるいは保護者にとっても）、「自分らしく」「豊かで、充実した生活」でありたいと考えます。

自分なりの卒業後のライフプラン（将来像）を考えながら、それを目指し実際に生活を送ることができるよう努力することが進路の取り組みだと思います。その努力には様々なことが含まれます。たとえば、健康面や基本的な生活能力、社会的な生活能力を培っていくことなどがあげられます。これらはすぐに身に付くものではありません。日々の生活の中で目的意識を持ってしっかりと生活したり学習したりしていくことが大事です。

学校（主に高等部）での進路の取り組みとしては「進路先見学」や「産業現場等における実習（現場実習）」、「校内実習」、「進路学習会」などがあります。現場実習では実際に事業所で働く体験をしたり、施設で集団での生活を体験したりします。こうした体験をとおして自分で考え、判断してよりよい進路選択（決定）ができるようにしたいと考えています。

一人ひとりの児童生徒が成長していくと共に保護者や学校、地域、関係機関（養育園や袖ヶ浦のびろ学園、児童相談所、福祉課等）といった周りのサポートも大事です。みんなで力を合わせて卒業時の進路選択（決定）及びその後のより豊かなで充実した生活に向けて準備をしていきましょう。

一人ひとりの進路の選択の機会を広げるために

卒業時の進路選択については児童生徒自身の希望や保護者のねがいが実現するかどうかですが、そのためには生徒自身が成長していくこと（促していくこと）が大事です。

下記のことはその例です。生活や学習活動の中で培っていくようにしましょう。

○基本的な生活習慣の確立と健康

- ・健康（栄養を考え3食きちんと食べる、生活リズム、体力、衛生、身体的発達など）
- ・運動能力（姿勢、移動、手先の器用さなど）
- ・日常生活能力（食事、排泄、着替え、身だしなみ、掃除、洗濯など）
 - *家庭での手伝いは積極的にいきましょう。
 - *年齢相応のマナーや行動を身に付けていくようにしましょう。

○社会性、対人関係の広がり

- ・情緒の安定
- ・挨拶や返事
- ・コミュニケーション（発語、意思表示など）
- ・様々な人と協力していける力（集団生活への適応）
 - *だれからでも支援を受けることができるようにしましょう。

○生活経験の広がり

- ・お金の利用、電話の利用、交通機関の利用、時間の理解、余暇の活用 など
 - *福祉制度を利用して施設の体験的な利用をしてみましょう。（「短期入所」「日中一時支援事業」等）

○働く力の伸長

- ・意欲、態度、集中力、責任感、持続力、技能的なこと、知識や指示を理解する力の向上
 - *作業学習、係仕事、日常の自分の仕事や役割を果たす、手伝いなどの中には様々な要素が含まれます。小さいときからの積み重ねが大事です。
 - *世の中にはどのような仕事があるのか、自分はどんな仕事ができるのかなどを考えていくことも大切です。

進路活動を進めていく中で考えていきたいこと

- 自分自身のこと（お子さんのこと）をよく知る（理解する）ことが大事です。分かっているとは思いますが、もう一步踏み込んでみましょう。そしてより一層「力」をつけていけるように努めましょう。
 - ・得意なことはなにか。苦手なことはなにか。（できること、できないこと）

- ＊良い点を知り（認めて）、更に伸ばす。課題となることを克服するための努力をしましょう。
- ・進路のことについてどのように考えているのか、感じているのか、将来の生活をどのように過ごしたいのか（過ごしてほしいのか）を考えていきましょう。
- 進路についての情報を集め、体験をふまえながら考えていけるようにしていきましょう。
 - ・どこに、どのような施設があるか、どのような取り組みをしているのか等、情報の収集に努めてください。実際に施設と連絡をとって見学をしてみましょう。利用状況についても確認しましょう。
 - ＊周りの様子に気をとられすぎることや、誤った情報に左右されることのないように注意してください。「人は人、自分は自分」なのです。
 - ・将来のことをふまえ、事業所での働く体験はとても大事です。高等部では「産業現場等における実習（現場実習）」としてそうした機会を設けています。福祉施設については日頃から介護給付の短期入所（ショートステイ）等を利用し、積極的に施設を利用することも有意義です。
 - ・高等部での現場実習は進路希望をよく考え、3年間を見通して実施していくようにしたいものです。担任とよく相談して進めていくようにしましょう。
- 各市町村の福祉課に相談に行くことも大事なことです。児童施設に入所している場合は利用している施設や各児童相談所と相談をしましょう。
- 就労希望であれば、就職先を探すという気持ちで本人・保護者が一緒に求人広告などを見て、どんな仕事があるのか、またできるのか、などを考える機会を持ちましょう。
- 保護者については地域の親の会などへ積極的に参加することも大事です。そのような場で知る進路についての情報や貴重な体験談は参考になると思います。また、地域には様々な支援センターやサービス事業者があると思いますのでそうしたところを活用していくこともよいでしょう。

福祉サービスの利用について

※平成18年10月から「障害者自立支援法」による新しい福祉サービスが開始しました（次ページ参照）。現在「障害者自立支援法」による新体系でのサービスと旧体系でのサービスとが混在しています。

○基本的な仕組み

自立支援給付：障害者本人が利用したいサービスを選択し、サービスを提供する事業者・施設と直接契約してサービスを利用する制度です。利用したサービス費用の1割を利用者が負担し残りを給付費として国や県が負担します。食事などの実費は利用者が負担します。費用については助成がある市町村もありますので確認してください。

地域生活支援事業：利用の手順は自立支援給付と同じです。各市町村独自の事業となるので自治体毎に事業内容が若干異なります。利用料の1割を利用者が負担します。助成がある場合もあるので各市町村に確認してください。

○受けられるサービス

次ページにあるようなサービスを受けることができます。日中活動としては福祉施設等で訓練や生活介護を受けるものや、緊急時に一時的に施設を利用できる短期入所、居宅介護のように自宅でサービスを利用するものなどがあります。住居に関しては障害者福祉施設での生活支援やグループホーム等の利用に係わる支援があります。

○サービスを利用するために

居住地の市町村の窓口（市役所、町村役場の福祉課）で福祉サービス利用に向けて手続きを行います。支給決定を受けると自立支援給付事業については「**受給者証**」、地域生活支援事業については「**利用者証**」の交付を受けます。申請をする時には事前に福祉課に電話連絡をして申請に必要な書類などの確認してから日時を決めて窓口に行くと良いでしょう。

「受給者証」は18歳前に交付されたものは児童を対象とするものなので、18歳になるときには改めて成人用にする手続きをします。18歳以上の方は**障害程度区分**の認定を受けることとなります。障害程度区分は今後福祉サービスを受けていく上で大事なことなので、障害福祉課や調査に来た人などとよく相談をして受けるようにしましょう。

手続き後は利用したいサービスを提供する事業者や施設と連絡を取り、利用契約をしていきます。

障害児施設（養育園や袖ヶ浦のびろ学園等）に入所している児童生徒が成人福祉施設の体験利用を希望

する場合は児童施設や児童相談所、居住地の福祉課とよく相談して進めましょう。

新しい福祉サービスの体系

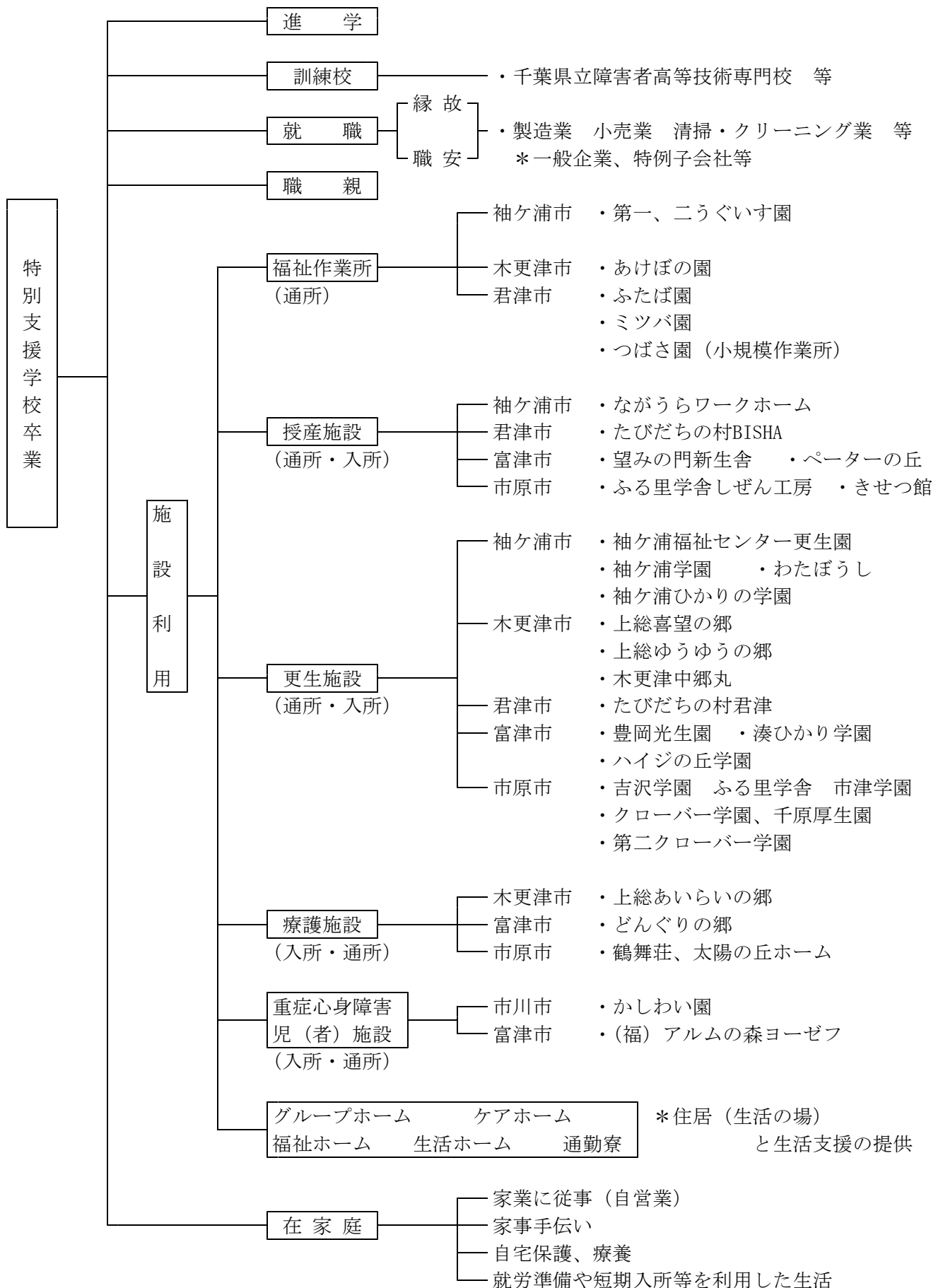
自立支援給付	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅での食事や排泄などの介護
		重度訪問介護	重度肢体不自由者への身の回りの総合的介護
		行動援護	危険回避などが難しい方への行動支援
		重度障害者等包括支援	重度障害の方への複合的な支援
		児童デイサービス	障害児への集団行動等の適応訓練や指導
		短期入所（ショートステイ）	緊急時等の夜間を含めた施設での生活介護
		療養介護	常時医療を必要とする人への医療と介護
		生活介護	昼間の食事などの介護や創作活動等の支援
		障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設入所者への夜間の食事や入浴等の介護
	訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	一定期間の生活能力や身体機能面の訓練
		就労移行支援	就労に必要な知識や機能を一定期間訓練
		就労継続支援（A型、B型）	働く場を提供し、能力の向上を目指した訓練
		共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日の共同生活住居での生活上の援助

地域生活支援事業	移動支援	円滑な外出のための移動を支援
	日中一時支援	施設等で一時的に受ける日中の活動や支援
	地域活動支援センター	創作活動や生産活動を提供する施設
	福祉ホーム	低料金での居室提供と日常生活の支援

新しいサービスでは上記の表にあるサービスを組み合わせて利用し、日中の活動と住まいの場（夜間の生活）を確保し、自分なりの生活を組み立てていくことになります。実際の利用については各市の福祉課やサービス事業者、サービス相談事業者と相談をして進めていくことになります。市によって申請の時期等が、若干異なる場合がありますが、おおむね18歳の誕生日、3ヶ月前頃には具体的な相談に向いてみてください。

このように障害者福祉の制度が変わってきているので次ページ以降、種別ごとに施設の一覧を記載していますが、こうした「施設の種別」は新制度に対応した事業へと変わっていく予定です。

II 卒業後の進路先



Ⅲ 進路先の概要

(1) 障害者職業能力開発校

障害のある方を対象とした職業訓練の専門校である障害者職業能力開発校を全国19校に設置し、個々の障害に配慮したきめ細かい職業訓練を実施しています。

<千葉県> 【千葉県立障害者高等技術専門校】

所在地 〒266-0014 千葉県千葉市緑区大金沢町470

電話 043(291)7744

◎自立を目指して就職しようとする障害者に対して、各人の能力に適応した訓練を行い、生活の安定と実社会に参加できる技能者を養成することを目的としています。

訓練科目	定員	訓練期間	訓練の主な内容等	選考日	備考	
基礎実務科	基礎実務コース	20名	1年	生産、流通等の各種作業訓練をとおして基礎的技能の習得とともに、職業人として必要な社会適応能力の養成をする。	例年 12月1日頃	選考方法 ・面接 ・作業検査 ・職業適性検査 ・学科試験
	短期実務コース	5名	6ヶ月	各種サービス業の実習をとおして職場規律、作業習慣等の習得を目指す。	4月入校 2月上旬 10月入校 9月上旬	

※上記の表は知的障害者を対象とするもの。身体障害者のためのコースもあります。

○入校資格 —— 療育手帳または判定書を有する者で、次の各項に該当する者。

- ①日常生活に他人の介護を必要としない者
- ②就業の意志を有し、職業訓練に耐えることができる者
- ③身体に疾病または障害を有する者については、その疾病または障害が固定しており、訓練受講上支障とならない者
- ④原則として義務教育を修了した者
- ⑤自力通校が可能な者

・入校生の特典

- ①授業料は無料です。
- ②訓練に必要な工具類、教材類は無償で貸与されます（但し教科書等は自己負担です）。
- ③訓練修了者には修了証書を授与し、公共職業安定所を通じて就職の斡旋を行います。

****障害者委託訓練****

求職活動中の障害者を対象とした職業訓練を社会福祉法人やNPO法人、事業所に委託して実施しています。詳しくは専門校に問い合わせてください。

*千葉県以外の職業能力開発校

<東京都> 【東京障害者職業能力開発校】

所在地 〒187-0035 東京都小平市小川西町2丁目34番1号

電話 042(341)1411

<神奈川県> 【神奈川障害者職業能力開発校】

所在地 〒252-0315 神奈川県相模原市南区桜台13-1

電話 042(744)1243

(2) 職親

◎厚生労働省が事業主等に更生に必要な生活指導及び技能習得訓練を、一定期間（1年ごとに更改）委託し、雇用の促進と職場における定着性を高めることを趣旨とした制度。

- ・職親に対しては委託費が支給される。
- ・窓口は各市町村福祉課（福祉事務所）

(3) 特例子会社

特例として、会社の事業主が障害者のための特別な配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている障がい者を親会社や企業グループ全体で雇用されているものとして算定できる。このようにして設立、経営されている子会社が、特例子会社です。

千葉県内 10カ所ほど

*特例子会社は一般企業の子会社として運営されています。実習や見学などは、一般企業と同じような進め方で行います。興味のある方はご相談ください。

(4) 福祉作業所・小規模福祉作業所

【福祉作業所】

◎在宅の障害者であって、雇用されることが困難な者に対し、仕事を与えると同時に、生活指導等を併せて行い、その自立を助長させる施設です。なお、詳細は市町村の条例等に基づいているため、各々の施設の処遇内容に多少の相違があると思われます。

- ・作業所への通所を希望される場合は、市又は区の福祉事務所、福祉課へ行き相談や申請をする必要があります。

名 称	所 在 地	電 話	設 置 者
袖ヶ浦市福祉作業所第1 うぐいす園	袖ヶ浦市大曾根862	0438(63)2266	袖ヶ浦市
袖ヶ浦市福祉作業所第2 うぐいす園	袖ヶ浦市大曾根510-3	0438(63)2266	
木更津市福祉作業所あけぼの園	木更津市潮見2-13-5	0438(25)2345	木更津市
君津市福祉作業所ふたば園	君津市外箕輪1039-5	0439(55)8234	君津市
君津市福祉作業所ミツバ園	君津市坂田396-4	0439(54)2948	
市原市五井福祉作業所	市原市五井5375	0436(23)0018	市原市
市原市三和福祉作業所	市原市海士有木259	0436(36)8290	

*他の市町村については各福祉課にお問い合わせ下さい。

【小規模福祉作業所】

◎在宅の障害者であって、雇用されることが困難な者に対し、仕事を与えると同時に、生活指導等を併せて行い、その自立を助長させる施設です。個人または民間の団体が設置運営する施設です。

活動内容など、詳しくは施設にお問い合わせ下さい。

名 称	所 在 地	電 話	設 置 者
一粒舎	木更津市大稲54-1	0438(73)0090	特定非営利活動法人
君津福祉作業所つばさ園	君津市糠田103-1	0439(32)4790	君津市手をつなぐ親の会
わかば	木更津市中央1-14-5	0438(25)5037	NP0法人 たちばな学舎
ワークス結	木更津市畑沢2-36-3	0438-22-2715	NP0法人 やさしねっと結
シーモック	市原市柳原342-1	0436(37)8128	市原市に福祉施設をつくる会
TRYあんぐる	市原市姉崎8	0436(62)4545	特定非営利活動法人

*他の市町村やこれ以外の施設については各福祉課にお問い合わせ下さい。

(5) 授産施設 (主に知的障害者)

◎雇用されることが困難な障害者が入所、または通所によって職業の提供を受けながら、必要な訓練を受け、職業につけるようにする施設です。

○入所資格

・原則として18歳以上の障害者であること。

○自立支援給付の対象となります。各市町村の福祉課に相談し、「受給者証」の交付を受け、その上で希望する施設と契約をして利用します。利用料の原則1割を利用者が負担します。食費等は自己負担。

*主に知的障害者対象の施設 ☆は通所併設施設 (通)は通所施設

※印は新体系に移行した施設で、就労移行支援事業(就労移行)、就労継続支援(A型、B型)などとなっている

名 称	所 在 地	電 話
☆ながうらワークホーム	〒299-0243 袖ヶ浦市蔵波3312-1	0438(64)0890
☆たびだちの村・BISHA	〒299-1113 君津市尾車635-1	0439(32)2372
望みの門 新生舎 (通)	〒293-0023 富津市川名1436-1	0439(87)8826
ペーターの丘 (通)	〒293-0024 富津市篠部1457	0439(65)4321
☆中里ワークホーム	〒294-0231 館山市中里291	0470(28)2422
☆らんまん	〒296-0124 鴨川市大幡1245	0470(98)1800
千葉市療育センター いずみの家 (通)	〒261-0003 千葉市美浜区高浜4-8-3	043(279)1141
☆千葉光の村授産園	〒265-0046 千葉市若葉区小間子町1-8	043(228)5300
ときわぎ工舎千葉分場 まあい広場 (通)	〒261-0004 千葉市美浜区高洲 1-16-30	043(248)7260
花の実園 (通)	〒275-0025 習志野市秋津3-4-1	0474(51)9462
あかね園 (通) ※就労移行、継続B	〒275-0024 習志野市茜浜3-4-5	0474(52)2715
市川市明松園 (通)	〒272-0835 市川市中国分2-17-21	047(372)9017
光風みどり園 (通)	〒274-0082 船橋市大神保町1359-7	0474(57)7130
ふなばし工房 (通)	〒274-0054 船橋市金堀町432-2	0474(57)8600
松戸市立のぞみ学園 (通)	〒271-0094 松戸市上矢切299-1 総合福祉会館内	047(368)1241
あすなる職業指導所 (通)	〒278-0003 野田市鶴奉73	0471(24)7307
柏市立清和園 (通)	〒277-0872 柏市十余二175-41	0471(31)9360
柏市立朋生園 (通)	〒277-0085 柏市中原1816-6	0471(63)6612
わかたけ社会センター(通)	〒277-0941 柏市高柳668	0471(92)0324
のぞみの園 (通)	〒286-0047 成田市江弁須96-3	0476(26)1131
☆富里福葉苑	〒286-0222 富里市中沢975	0476(93)8133
☆銚子市三崎園	〒288-0815 銚子市三崎町 3-96	0479(23)3330
みんなの家 (通)	〒289-2513 旭市野中3958	0479(64)2242
ときわぎ工舎 (通)	〒299-4421 長生郡睦沢町長楽寺496	0475(44)2299
ビックハート (通)	〒276-0001 八千代市小池412-3	047(488)6351
ふる里学舎しぜん工房(通)	〒290-0265 市原市今富1110-1	0436(36)7611
ふる里学舎きせつ館(通) ※就労移行、継続B	同上	
☆就職するなら明朗塾 ※就労移行、継続B	〒289-1103 八街市八街に20	043(442)0101
浦安市障害者福祉センター ゆめわーく (通)	〒279-0042 浦安市東野1-8-2	047(350)8770

(6) 更生施設 (主に知的障害者)

◎障害者であって、入所または通所により更生に必要な指導及び訓練を受ける施設です。

○入所資格

・原則として18歳以上の障害者であること。

○各市町村の福祉課に相談し、「受給者証」の交付を受け、その上で希望する施設と契約をして利用していきます。自立支援給付の対象となります。原則として利用料の1割と食費等の実費を利用者が負担します。

※主に知的障害者を対象とする施設 ☆は通所併設施設 (通) は通所施設

名 称	所 在 地	電 話
袖ヶ浦福祉センター更生園	〒299-0298 袖ヶ浦市蔵波3108-1	0438(62)2721
袖ヶ浦ひかりの学園	〒299-0254 袖ヶ浦市下新田1680	0438(62)9121
東京都千葉福祉園	〒299-0241 袖ヶ浦市代宿8	0438(62)2711
袖ヶ浦学園	〒299-0205 袖ヶ浦市上泉1767-21	0438(75)4585
☆上総喜望の郷	〒292-0205 木更津市下郡字向高尾2275-1	0438(40)7011
あかねの里 (通)	〒 " "	"
上総ゆうゆうの郷	〒 " " 2270-1	0438(40)7012
☆木更津中郷丸	〒292-0026 木更津市井尻1153	0438(97)8555
☆たびだちの村・君津	〒299-1113 君津市尾車字島田635-1	0439(32)2372
豊岡光生園	〒299-1742 富津市豊岡3535-1	0439(68)1711
ハイジの丘学園 (通)	〒293-0036 富津市千種新田784	0439(65)5165
吉沢学園	〒290-0523 市原市吉沢117	0436(98)1562
☆ふる里学舎	〒290-0265 市原市今富1110-1	0436(36)7611
ふる里学舎和田浦	〒299-2725 南房総市和田町和田黒岩1190-1	0470(40)7227
市津学園 (通)	〒290-0166 市原市犬成字湯武倉台650	0436(74)4134
千原更生園	〒290-0166 市原市犬成字湯武倉台651	0436(75)0411
クローバー学園	〒290-0031 市原市村上1587	0436(23)1540
☆第2クローバー学園	〒299-0118 市原市椎津3085	0436(60)5115
あけぼの園 (通)	〒263-0001 千葉市稲毛区長沼原町321-2	043(250)5992
父の樹園 (通)	〒 " " 321-3	043(257)7315
でい・さくさべ (通)	〒263-0015 千葉市稲毛区作草部2-4-5	043(206)3861
さいわい (通)	〒261-0005 千葉市稲毛区稲毛海岸2-3-1	043(242)1230
☆中野学園	〒265-0051 千葉市若葉区中野町1574-31	043(228)6114
☆エルピザの里	〒266-0003 千葉市緑区高田町149-2	043(291)0761
アガペの里	〒 " "	043(293)5255
しいのみ園	〒266-0003 千葉市緑区高田町1953-1	043(291)2941
ガーデンセブン	〒267-0057 千葉市緑区大木戸町1423-5	043(205)0053
小池更生園	〒276-0001 八千代市小池字作山393	0474(88)8222
松香園 (通)	〒272-0834 市川市国分3-20-2	047(373)0482
市川市梨香園 (通)	〒272-0801 市川市大町77-19	047(339)3855
かしわい苑 (通)	〒272-0802 市川市柏井町3-637-1	047(337)1333
やまぶき園	〒272-0803 市川市奉免町191-2	047(320)7241
大久保学園	〒274-0054 船橋市金堀町499-1	0474(57)2462
京葉学園 (通)	〒273-0031 船橋市西船6-2-30	047(336)1712
ゆたか福祉苑 (通)	〒274-0051 船橋市車方町400	0474(57)6444
藤良苑 (通)	〒273-0853 船橋市金杉5-12-1	0474(47)0024

のまる		〒274-0051 船橋市車方町549	047(456)7361
一ッ木園	(通)	〒277-0825 柏市布施字一ッ木台1103	0471(31)7032
わかば園	(通)	〒270-2251 松戸市金ヶ作並木道前276-25	047(384)0165
第二わかば園	(通)	〒270-2211 松戸市五香六実字一文字246-4	047(386)7721
小金わかば苑	(通)	〒270-0003 松戸市東平賀字仲田653	047(330)5511
いんば学舎	(通)	〒270-1602 印旛郡印旛村松虫516	0476(98)2486
協和厚生園		〒286-0202 富里市日吉倉字大山1082-3	0476(93)1535
日吉厚生園	(通)	〒 " " 1082-6	0476(92)5100
☆十倉厚生園		〒286-0212 富里市十倉字区2442	0476(94)2101
野田芽吹学園		〒278-0014 野田市下三ヶ尾875-1	0471(38)2181
野田市立こぶし園	(通)	〒278-0003 野田市鶴奉88	0471(24)9291
ひばり	(通)	〒270-0233 野田市船方310	04(7217)3847
つつじ園	(通)	〒270-0135 流山市野々下1-139	0471(47)2941
みどり園		〒270-1121 我孫子市中峠字寺曾根2310	0471(87)0511
あらき園	(通)	〒270-1112 我孫子市新木1637	0471(88)4188
もくせい園		〒273-0118 鎌ヶ谷市中沢南台311-1	0474(43)3331
☆沼南育成園		〒277-0921 柏市沼南町大津ヶ丘2-19-5	0471(91)3391
くすの木苑		〒270-0222 野田市木間ヶ瀬3121	0471(20)6667
☆佐原聖家族園		〒287-0027 佐原市返田323-1	0478(50)7117
ピクシーフォレスト		〒284-0041 四街道市上野208	043(432)2851
☆めいわ		〒285-0807 佐倉市山王2-37-9	043(484)6394
さくら千手園		〒285-0852 佐倉市青菅1019	043(462)2008
木の宮学園	(通)	〒 " " 1051	043(463)1128
☆しもふさ学園		〒289-0111 成田市下総町名木字助沢511-15	0476(96)1527
大利根旭出福祉苑		〒289-0323 香取市岡飯田字石川792-1	0478(83)1220
ひかり学園		〒289-2251 香取郡多古町北中字大鯉1309-160	0479(76)5500
第二ひかり学園		〒 " " 鴻の松1269	0479(76)8866
北総育成園		〒289-0601 香取郡東庄町笹川い5852	0478(86)3003
香取学園瑞穂寮		〒289-0631 香取郡東庄町平山字法木作6-9	0478(86)4151
八日市場学園		〒289-2178 匝瑳市安久山310-5	0479(74)1181
聖家族園		〒289-2513 旭市野中792	0479(62)5771
のさか学園		〒289-3186 匝瑳市川辺6166	0479(67)5100
しおさいホーム		〒 " " 7970-2	"
☆長生厚生園		〒297-0043 茂原市立木477	0475(24)2003
青松学園		〒299-4301 長生郡一宮町一宮389	0475(42)3869
みずほ学園		〒299-5251 勝浦市大森上植野入会地13-2	0470(76)4321
夷隅あかね園	(通)	〒298-0025 いすみ市山田5901	0470(66)0600
いすみ学園		〒298-0111 いすみ市万木字岡川22	0470(86)3412
中里の家		〒294-0231 館山市中里288-1	0470(28)2022
鴨川ひかり学園	(通)	〒299-2854 鴨川市代字板田1297	0470(99)3311
湊ひかり学園	(通)	〒299-1607 富津市湊934-18	0439(70)6551
まつぼっくり	(通)	〒270-2204 松戸市六実1-64	047(389)4172
友愛みどり園	(通)	〒276-0047 八千代市吉橋字宮ノ前3088-2	047(458)7477
山武みどり学園		〒299-3251 山武郡大網白里町字福田5347	0475(73)8688
ピア宮敷		〒299-4505 いすみ市岩熊字宮敷138-10	0470(87)9631
でい・まさご	(通)	〒261-0011 千葉県美浜区真砂2-1-12ﾌﾟﾗザ真砂ﾋﾞﾙ	043(277)6641
浦安市障害者福祉センター マイスター	(通)	〒279-0042 浦安市東野1-8-2	047(350)8770
わたぼうし		〒299-0200 袖ヶ浦市戸国西新田382-1	0438(60)5800

(7) 療護施設

- ◎身体障害者で、常時の介護を必要とする者が入所し、治療及び養護を受ける施設です。
- 入所資格一満 18歳以上で、身体障害者手帳の交付を受けている者
- 自立支援給付の対象となります。各市町村の福祉課に相談し、「受給者証」の交付を受け、その上で希望する施設と契約をして利用していきます。原則利用料の1割と食費等の実費を利用者が負担します。

名 称	所 在 地	電 話
鶴舞荘	〒290-0512 市原市鶴舞547	0436(88)2288
太陽の丘ホーム	〒299-0112 市原市畑木246-2	0436(60)3266
上総あいらいの郷	〒292-0205 木更津市下郡2270-1	0438(40)7013
どんぐりの郷	〒299-1615 富津市相川503	0439(67)1600
晴山苑	〒266-0011 千葉市緑区鎌取町2010-8	043(265)2277
誠光園	〒274-0081 船橋市小野田町769-18	0474(57)6636
ローゼンヴィラ壺番館	〒273-0047 船橋市藤原8-17-1	0474(30)7900
永幸苑	〒284-0041 四街道市上野199	043(432)2851
ルミエール	〒285-0807 佐倉市山王2-37-9	043(484)6393
聖マーガレットホーム	〒289-2135 匝瑳市高野字土合583-1	0479(73)2115
聖マリア園	〒289-2513 旭市野中800	0479(63)2399
光洋苑	〒289-1301 山武市木戸848	0475(84)2131
コスモ・ヴィレッジ	〒289-1123 八街市滝台439-3	043(445)1010
モア・しょうえい	〒299-4332 長生郡長生村金田2133	0475(32)2587
嶺岡園	〒299-2862 鴨川市太海上平松630-4	0470(92)9711
しあわせの里	〒296-0124 鴨川市大幡1243-2	0470(98)1110

(8) 重症心身障害児（者）施設（通園事業を含む）

◎重度の知的障害、及び肢体不自由が重複している児童を入所、保護し、治療と日常生活の指導を行う施設です。

- ・対象とする児童 重度の知的障害、及び肢体不自由が重複している児童で常時医学的管理のもとに療育を必要とする児童（18歳未満を対象）。

*一部、成人を対象とするケースもありますので、詳しくは児童相談所に問い合わせてください。

- 自立支援給付の対象となります。利用を希望する場合は各児童相談所や福祉課に相談してください。入所にあたっては児童相談所（県）が発行する児童施設利用の「受給者証」の交付を受けて施設と契約します。

名 称	所 在 地	電 話
千葉リハビリテーションセンター陽育園	〒266-0005 千葉市緑区誉田町1-45-2	043(291)1831
千葉市桜木園	〒264-0022 千葉市若葉区桜木町138	043(231)5865
聖母療育園	〒289-2513 旭市野中3831	0479(60)0602
国立療養所千葉東病院	〒260-0801 千葉市中央区仁戸名町673	043(261)5171
国立療養所下志津病院	〒260-0801 四街道市鹿渡934-5	043(422)2511
※かしわい苑（通）	〒284-0003 市川市柏井町3-637-1	047(337)1333
※さいわい（通）	〒261-0005 千葉市美浜区稲毛海岸2-3-1	043-242-1230
※（福）アルムの森 ヨーゼフ（通）	〒293-0036 富津市千種新田784	0439(65)5165

※印 成人を対象とする通園事業を実施

(9) 通勤寮

◎就労している知的障害者が居室その他の設備を利用するとともに、独立生活に必要な助言や指導を受け、社会的自立を促進することを目的とする施設です。

- ・食費や公益費をなどの日常諸費用をは自己負担。

○新制度の対象になっていないので、今後は他のサービスに移行していく予定です。

名 称	所 在 地	電 話
畑通勤寮	〒262-0018 千葉県花見川区畑町591-1 〒270-2232	043(271)8855

(10) 福祉ホーム

◎知的障害者であって、家庭環境、住宅事情等の理由により現に住居を求めている方が独立した生活を営むために利用する施設です。定額の料金で居室やその設備を提供します。また日常的に必要な支援を提供します。独立した生活を営むために利用させる施設です。

○地域生活支援事業の対象になります。各市町村の福祉課にご相談下さい。

- ・食費、公益費等は自己負担。

名 称	所 在 地	電 話
畑 ホーム	〒262-0018 千葉県花見川区畑町591-1	043(275)2151
さくらの里	〒270-2232 松戸市和名ヶ谷1313-16	047(392)6761

(11) グループホーム

◎地域で独立した生活を希望する障害者に対し、共同生活のための居室や食事等を提供し、日常生活における援助などを行うことにより、地域における自立生活を支援するものです。

○自立支援給付の中の訓練等給付の対象になります。各市町村の福祉課にご相談下さい。

- ・食費、日常諸経費、公益費は実費負担

(12) ケアホーム

◎地域で独立した生活を希望する障害者に対し、共同生活のための居室や食事等を提供し、日常生活における援助及び介護などを行うことにより、地域における自立生活を支援するものです。

○自立支援給付の中の介護給付の対象になります。各市町村の福祉課にご相談下さい。

- ・食費、日常諸経費、公益費は実費負担

(13) 生活ホーム

◎独立した生活を求めている、あるいは家庭における養育が困難な障害者に対し居室等を提供し、日常生活及び社会適応に必要な各種の援助を行う民間の住宅です。

○各市町村の福祉課にご相談下さい。千葉県独自の制度です。自立支援給付の対象外です。

- ・食費、日常諸費及び公益費等は実費負担。

IV その他の福祉サービス事業

○学校近隣のサービス事業者です。新しい体系に則った福祉サービスのところもあります。

○自立支援給付や地域生活支援事業の対象になるサービスとそうでないサービスがあります。また他にも福祉サービスを行っている施設や事業者があると思います。詳しくは各市町村の福祉課、またはサービス提供者（事業者等）に問い合わせして下さい。

*****福祉サービス事業者はこんなところがあります*****

名称・所在地・電話	内 容 等
ファミリーサポートグループ ひるがお 君津市北子安1-12-21 TEL 0439-50-0710 FAX 50-0715	・入会金(初年のみ) ・年会費 有り ・主な活動 ①送迎、移送 ②外出援助 ③学童保育 ④通所作業デイサービス ⑤デイサービス ⑥訪問入浴 *料金や対象者、時間など、詳しいことは問い合わせ てください。
地域生活支援センターたのしみ (袖ヶ浦ひかりの学園) 袖ヶ浦市下新田1680 TEL 0438-62-9121 FAX 62-7055	・主な活動 在宅療育に関する各種サービス ①外来相談 ②電話相談 ③地域巡回相談 ④巡回相談 ⑤個別指導 ⑥ショートステイ *問い合わせ: 地域生活支援センターたのしみ(コー ディネーターの柳さん)、または袖ヶ浦市役所福祉課 (電話 62-2111)
袖ヶ浦ふれあい (住民参加型在宅福祉サービス) 袖ヶ浦市長浦駅前4丁目 TEL 0438-64-0802	・主な活動 病人・老人・障害をお持ちの方の身の 回りの世話、通院・外出の介助、話し 相手など *料金や時間等、詳しいことは問い合わせてください。
社会福祉法人佑啓会 ふる里学舎 市原市今富1110-1 TEL 0436-36-7611 FAX 0436-36-7612 *ふる里学舎アネッサデイセンター (市原市姉崎保健福祉センター内) 市原市椎津1131 TEL 0436-60-7677	*ふる里学舎しぜん工房 旧法通所授産(パン製造、他) *ふる里学舎させつ館 就労移行支援事業 就労継続支援B型 *ふる里学舎木更津 就労移行支援事業 就労継続B型 木更津市新田1-5-23 TEL0438-40-5988 ○重症心身障害児・者通所事業(B型) ○児童デイサービス ○送迎サービス ☆月2回土曜日の午後のクラブ活動 ☆親子1泊旅行 ☆2泊3日の交流合宿 ☆研修会や交流会 他
NPO法人ぽびあ 法人事務局 袖ヶ浦市福王台3-12-6-201 TEL 0438-60-7521	○ぽびあ仕事センターキャリア(就労移行、継続AB) 袖ヶ浦市横田1197-1 TEL0438-75-6761 ○ぽびあ自立活動センター ふれあ 袖ヶ浦市福王台3-12-7 TEL0438-60-8656 ○ぽびあ自立活動センター そらいろ 袖ヶ浦市蔵波25-2 TEL0438-40-5831
特定非営利活動法人 就労生活定着支援センターリーブ ○事務局 袖ヶ浦市長浦駅前6-21-1 TEL 0438-60-2662	○就労サポートリーブ(就労継続B型、就労移行支援) 袖ヶ浦市蔵波台5-2-24 TEL 0438-63-6334
NPO法人 井戸端介護 みちばたよいしょ 袖ヶ浦市大鳥居562-4-11 TEL75-2929 井戸端げんき 木更津市中央1-4-11 TEL22-0386	○個々の要望(ニーズ)に応じた福祉サービスを提供 します。 内容 日中活動支援(創作活動等)送迎サービスなど ・制度外の有償サービス(パーソナルアシスタントサ ービス)についても相談に応じます。

V 関係機関

(1) 児童相談所

○児童のあらゆる問題について相談に応じ、必要な調査及び医学的、心理学的、社会学的判定を行い、適切な指導と措置を行います。

名 称	所 在 地	電 話
中央児童相談所	〒263-0016 千葉市稲毛区天台1-10-3	043(253)4101
東上総児童相談所	〒297-0029 茂原市高師3007-6	0475-27-1733
市川児童相談所	〒272-0023 市川市南八幡5-11-22	047(370)1077
柏児童相談所	〒277-0831 柏市根戸445-12	04(7131)7175
銚子児童相談所	〒288-0813 銚子市台町2183	0479(23)0076
君津児童相談所	〒299-1151 君津市中野4-18-9	0439(55)3100
千葉市児童相談所	〒261-0003 千葉市美浜区高浜3-2-3	043(277)8880

(2) 福祉課・福祉事務所（主なところ）

地域・名称	所 在 地	電 話
袖ヶ浦市 障害者支援課	〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1-1	0438(62)2111
君津市 福祉支援課	〒299-1192 君津市久保2-13-1	0439(56)1181
木更津市 障害福祉課	〒292-8501 木更津市潮見1-1	0438(23)7111
富津市 福祉事務所	〒293-8506 富津市下飯野2443	0439(80)1259
市原市 障害福祉課	〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1	0436(23)9815
千葉市 障害福祉課	〒260-0026 千葉市中央区千葉港1-1	043(245)5111
千葉市 稲毛福祉事務所	〒263-8733 千葉市稲毛区穴川4-12-1	043(284)6111
千葉市 中央 //	〒260-8733 千葉市中央区中央3-10-8	043(221)2148
千葉市 美浜 //	〒261-8733 千葉市美浜区真砂5-15-1	043(270)3111
千葉市 若葉 //	〒264-8733 千葉市若葉区桜木町567-1	043(233)8111
千葉市 花見川 //	〒262-8733 千葉市花見川区瑞穂1-1	043(275)6111
千葉市 緑 //	〒266-8733 千葉市緑区有吉町290-1	043(292)8135
市川市	〒272-8501 市川市八幡1-1-1	047(334)1111
松戸市	〒271-8588 松戸市根本387-5	047(366)1111
習志野市	〒275-0014 習志野市鷺沼1-1-1	047(451)1151
成田市	〒286-0033 成田市花崎町760	0476(22)1111
佐倉市	〒285-8501 佐倉市海隣寺町97	043(484)1111
野田市	〒278-8550 野田市鶴奉7-1	04(7125)1111
八街市	〒289-1192 八街市八街ほ35-29	043(443)1111
浦安市	〒279-8501 浦安市猫実1-1-1	047(351)1111
鴨川市	〒296-0033 鴨川市八色887-1	0470(93)7112
白井市	〒270-1492 白井市復1123	047(492)1111
鎌ヶ谷市	〒273-0195 鎌ヶ谷市初富928-744	047(445)1141
八千代市	〒276-8501 八千代市大和田新田312-5	047(483)1151
船橋市	〒273-8501 船橋市湊町2-10-25	047(436)2111
柏市	〒277-8508 柏市柏5-10-1	04(7167)1111
千葉県健康福祉部障害福祉課	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1	043(223)2339

(3) 中核地域生活支援センター

○千葉県が県内14圏域に設置したセンターです。子ども・障害者・高齢者の福祉の総合的な相談や支援を365日24時間態勢で行います。電話や来所による相談、または相談員が家庭等を訪問して相談に応じます。

○相談したいときにはまず電話で連絡をしましょう。

圏域	対象市町村	名 称	電 話
習志野	習志野市 八千代市 鎌ヶ谷市	なかまネット	047-487-2941
市川	市川市 浦安市	がじゅまる	047-300-9500
松戸	松戸市	ほっとねっと	047-309-7677
柏	柏市 流山市 我孫子市	あいネット	04-7165-8707
野田	野田市	のだネット	04-7120-4112
印旛	佐倉市 成田市 四街道市 八街市 印西市 白井市 富里市 印旛郡	すけっと	043-483-3718
香取	香取市 香取郡	香取ネットワーク	0478-50-2800
海 匝	銚子市 旭市 匝瑳市	海匝ネットワーク	0479-60-2578
山 武	東金市 山武市 山武郡	さんぶエリアネット	0475-54-6664
長 生	茂原市 長生郡	長生ひなた	0475-22-7859
夷 隅	勝浦市 いすみ市 夷隅郡	夷隅ひなた	0470-60-9123
安 房	館山市 鴨川市 南房総市 安房郡	ひだまり	0470-98-2211
君 津	木更津市 袖ヶ浦市 君津市 富津市	君津ふくしネット	0438-25-1151
市 原	市原市	いちはら福祉ネット	0436-23-5300

※中核地域生活支援センターは千葉県が設置する機関のため、千葉市（政令指定都市）、船橋市（中核市）は別の支援体制となります。詳しくは各市の福祉課にお問い合わせください。

その他にも、社会福祉施設、NPO法人、福祉事務所、社会福祉協議会、保健所等、多くの機関が地域で障害のある方の就労や生活面の支援を行っています。なお近隣では、下記の機関も相談に応じています。

袖ヶ浦相談支援事業（袖ヶ浦市社会福祉施設等連絡協議会 市役所内）	0438-62-2111
ほっと（木更津市指定相談支援事業所） *旧木更津中郷丸内	0438-97-8556
第2クローバー学園（千葉県障害等療育支援事業）	0436-60-5115

(4) 就労に関する支援機関

①公共職業安定所（ハローワーク）

○仕事を探している方は「求職登録」を行い、それに基づき、能力に適当な職業の斡旋や、職業紹介事業を行っています。障害者への支援は特別援助部門の担当者があたります。

・ハローワーク千葉【美浜区、花見川区、稲毛区、若葉区、四街道市、八街市、山武市、他】 千葉市美浜区幸町1-1-3	電話 043-242-1181
・ハローワーク千葉南【中央区、緑区、市原市、東金市、大網白里町、九十九里町、他】 千葉市中央区南町2-16-3 ユウキ蘇我駅前ビル3・4階	電話 043-300-8609
・ハローワーク市川【市川市、浦安市】 市川市南八幡5-11-21	電話 047-370-8609
・ハローワーク銚子【銚子市、匝瑳市、旭市、横芝光町、他】 銚子市東芝町5-9	電話 0479-22-7406
・ハローワーク館山【館山市、鴨川市、南房総市、安房郡】 館山市八幡815-2	電話 0470-22-2236
・ハローワーク佐原【香取市、成田市、】 香取市北1-3-2	電話 0478-55-1132
・ハローワーク茂原【茂原市、いすみ市、勝浦市、長生郡、夷隅郡】 茂原市高師台1-5-1	電話 04375-25-8609
・ハローワークいすみ【いすみ市、勝浦市、夷隅郡】 いすみ市大原8000-1	電話 0470-62-3551

本校を管轄する職業安定所

・ハローワーク木更津【木更津、君津、富津、袖ヶ浦】 木更津市富士見1-2-1 アクア木更津5階	電話 0438-25-8609
----------------------------------------------------	-----------------

②千葉障害者職業センター（独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構）

*ジョブコーチ支援事業、職業準備支援事業、リワーク支援を主に行っています。

所在地 千葉市美浜区幸町1-1-3 電話 043-204-2080

③千葉県後見支援センター（地域福祉権利擁護事業）

*福祉サービス利用援助、財産管理サービス、財産保全サービス、弁護士、司法書士
社会福祉士紹介サービス

所在地 千葉市中央区千葉港4-3 電話 043-204-6012

④千葉県障害者相談センター

*療育手帳、支援費、職親、年金、職業との相談等

所在地 千葉市緑区誉田町1-45-2 電話 043-291-6872

⑤千葉県発達障害者支援センター

*自閉症や発達障害者の相談、就労支援

・CAS 所在地 千葉市中央区亥鼻2-9-3 電話 043-227-8557
・東葛飾分室 所在地 我孫子市本町3-1-2 電話 04-7165-2515

⑥千葉県障害者就業・生活支援センター

*就業支援（就業に関する相談支援、障害特性を踏まえた要管理に関すること）やそれに伴う生活支援（日常生活・地域生活に関すること）に関する指導・助言・職業準備訓練等、一体的な支援を行っています。

・あかね園（社福）あひるの会

住所 習志野市茜浜3-4-5

電話 047-452-2715

・千葉県障害者就業支援キャリアセンター（NPOワークス未来千葉）

住所 千葉市美浜区新港43

電話 043-204-2386

・ビック・ハート（社福）実のりの会

<柏>住所 柏市柏1-1-11 JR柏駅前ファミリかしわ3階

電話 04-7168-3003

<松戸>住所 松戸市馬橋3240-2

電話 047-343-8855

・（社福）ロザリオ聖母会

東総障害者就業・生活支援センター

住所 匝瑳市八日市場イ110

電話 0479-70-0277

香取就業センター

住所 香取郡多古町多古694

電話 0479-74-8331

・ふる里学舎地域生活支援センター（社福）佑啓会

住所 市原市今富1110-1

電話 0436-36-7611

・就職するなら明朗塾（社福）光明会

住所 佐倉市鏑木仲田町9-3

電話 043-235-7350

・ブリオ（社福）ワーナーホーム

住所 山武郡大網白里町細草3215

電話 0475-77-2100

・障害者就業・生活支援センターエール（NPO法人ぽびあ）

住所 木更津市中央1-16-2

サンライズ中央1階

電話 0438-42-1201

* 今年度、千葉県に各保健福祉圏域すべてに（16カ所）設置される予定です。
新しい追加情報につきましては、進路だより等でお伝えします。

インターネットで福祉施設等の情報を得ることができます。

☆千葉県ホームページ アドレス <http://www.pref.chiba.lg.jp/>

「千葉県ホームページ」→「健康福祉情報の森」→「ちばウェル・ナビ」へ

☆独立行政法人福祉医療機構

福祉・保健・医療総合情報サイト「WAM NET（ワムネット）」

アドレス <http://www.wam.go.jp/>

*この他にも様々なホームページで進路に関する情報を調べることができますので、探してみましよう。
また、各施設などでホームページを開設しているところもあります。参考にしてください。

おこわり

- 平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、現在の福祉サービスは旧制度の体系と新制度の体系とが混在しています。平成23年度までに新制度に沿った福祉サービス事業へと移行していくことになっています。現在は新体系への移行のための5年間の経過措置期間中です。本冊子では主に旧制度における福祉施設の分類で記載しています。すでに新体系でのサービスで事業をしているところにつきましては各福祉施設等に確認してください。
- グループホーム、ケアホーム、生活ホームは個人が居住する所なので具体的なホーム名や所在地は記載を省略します。
- 平成18年3月までの市町村の合併に伴い、住所表示の変更が多くの地域でありました。本冊子の編集にあたり、施設等の住所表記については注意してきましたが、現状と違う場合があるかもしれませんので、予めご了承下さい。
- ◎詳しいことは各市町村の福祉課や福祉サービス事業者に直接問い合わせてください。

進路のしおり 平成23年度版

発行日 平成23年4月23日

発行者 千葉県立楨の実特別支援学校
進路指導係

〒299-0243

千葉県袖ヶ浦市蔵波3108-113

電話 0438-62-1164

行政機関等が発行した冊子や資料を参考に編集しています。記載してある内容については現状と違う場合がありますので、詳しくは各市町村の福祉課や施設等にお聞き下さい。